

2021年1月作成

# 令和3年度前期 入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり

九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

## 《目次》

I. 入学料免除・徴収猶予、授業料免除の申請手続	P2
II. 免除制度及び申請資格	P4
III. 必要書類	
1. 日本人学生等	P5
2. 独立生計者	P9
3. 留学生	P11
IV. 申請システムの入力方法	P13
V. 必要書類の様式、よくある質問	P16
VI. 収入・所得限度額について	P18
VII. 所属学部・学府の担当係（提出・問い合わせ先）及び在学生の申請期間	P19

### [入学料・授業料免除に関する遵守事項]

1次申請（申請システム入力）の際に、以下のことを誓約していただきますので、よく理解してください。

以下の遵守事項に反する場合は、ただちに入学料・授業料を納付する必要があります。

（申請者としての意識）

1. 学生として入学料・授業料を納付しなければならないことを自覚した上で、免除の申請を行っており、不明な点がある場合は、保護者ではなく、学生自身から担当係に問い合わせること。
2. 入学料・授業料免除が、経済的に困難でありかつ学業優秀な者を対象とした経済支援制度であることを理解し、免除後も学業に真摯に取り組むこと

（十分な理解が必要な事柄）

3. 申請のしおりを熟読・理解し、申請内容に事実と異なる記載や収入の申告漏れがないように努めること。
4. 申請期間を過ぎた場合は申請書類等を受理されないことを理解した上で、申請期間内に手続きを完了させること。
5. 書類提出時の受付票の控えを選考結果が通知されるまで保管すること。

（担当係との連絡について）

6. 九州大学からの連絡（携帯電話・電子メール等）に対し、必ず連絡が取れるようにすること。  
また、担当係から不足書類の提出を求められた場合や不明な点について問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。
7. 申請後に家計状況が急変した場合や学籍異動（休学・留学等）が生じた場合、海外渡航等により連絡がとれなくなる場合は、速やかにその旨を担当係に連絡すること。

（選考について）

8. 学生ポータルシステムより選考結果を確認し、全額免除以外の結果になった場合は、通知に示された金額を所定の期間内に納付すること。また、保護者が学資を負担する場合は、選考結果・納付期限及び納付方法を保護者に連絡すること。
9. 希望のとおり減免されるとは限らないことを理解し、減免されない場合の方策をあらかじめ検討した上で、申請を行うこと。

### [個人情報の取り扱いについて]

願書などに記載された内容及び提出された書類の情報は、免除選考及び本学が実施する経済支援のために使用し、その他の目的には使用いたしません。

# 1. 入学料免除・徴収猶予、授業料免除の申請手続

学部生（留学生を除く）に対して実施される国の「高等教育の修学支援制度」（以下、「**新制度**」という。）による入学料・授業料免除については、学部新入生は合格通知とともに配布した「入学ガイドブック」を、在学生及び編入学生は「**令和3年度前期 入学料免除・授業料免除申請のしおり－留学生以外の学部生対象（新制度）－**」を確認して、手続きを行ってください。

以下には、従来から実施してきた本学独自の授業料等免除制度（以下、「**従来制度**」という。）の申請の手順を掲げています。

なお、新制度と従来制度の併願を希望する場合は、新制度と従来制度のそれぞれの手続きを行う必要があります。

## 1. 申請資格の確認

- (1) 1 ページに記載の遵守事項を確認してください。1 次申請において遵守事項への同意を確認します。
- (2) 制度と申請資格について 4 ページを確認してください。
- (3) 学部生(留学生を除く)は、「学部生の入学料・授業料免除申請資格確認票」により、**新制度（給付奨学金）の申請資格の有無を確認し、新制度の資格がある場合は、新制度を必ず申請した上で従来制度を申請してください。**
- (4) 留年した学生が特別な事情（休学、病気、留学等）により授業料免除を申請する場合は、申請資格について担当係に問い合わせの上、「留年・修業年限超過者特別事由書（様式 11-2）」を 1 次申請の前に担当係に提出する必要があります。

## 2. 事前申請 …入学手続時（新入生のみ）

- (1) 新入生で入学料免除・徴収猶予、授業料免除を申請する場合は、次の書類を入学手続書類に同封して提出してください。
  - ・入学料免除・徴収猶予を申請する場合は入学手続時に入学料を納付せず、「**入学料免除・徴収猶予 事前申請書**」を提出してください。
  - ・授業料免除を申請する場合は「**授業料免除 事前申請書**」を提出してください。

事前申請がない場合は、4 月に行う 2 次申請（書類提出）は受付できません。
- (2) 入学料免除・徴収猶予の事前申請を行った後に入学を辞退する場合は、直ちに入学料を納付する必要があります。
- (3) **入学料免除・徴収猶予の事前申請を行い、入学後に 1 次申請及び 2 次申請をしなかった場合は、2 次申請の提出期限までに入学料を納付する必要があります。** 2 次申請の提出期限を過ぎて入学料を納付する場合は延滞金が付加されます。

## 3. 必要書類の準備

- (1) 本学 Web サイトから、「免除申請下書き用紙」、「各種申請様式」をダウンロードしてください。
  - 新入生用 <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt01/>
  - 在学生用 <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>
- (2) 申請のためには証明書等が必要ですが、収入内容や世帯構成により必要書類が異なりますので、5～12 ページを熟読して準備してください。

## 4. 事前チェック …在学生 2月中旬～下旬、 新入生 4月上旬（土日祝を除く）

申請をスムーズに行うため、1 次申請（申請システム入力）の前に入力内容を記入した「免除申請下書き用紙」及び必要書類をもとに申請内容をチェックします。事前チェックを受ける際は、担当係に書類を持参又はメールによりお申し出ください。なお、特に以下に該当する場合は不備が多く生じていますので、事前チェックを推奨します。

- ・必要書類や申請システムへの入力内容がよく分からない場合
- ・家計支持者（父母等）が令和 2 年 1 月 2 日以降に就職・退職・転職・開業した場合
- ・家計支持者（父母等）のうち、複数の収入内容がある者がいる場合
- ・世帯に 6 か月以上の長期療養者がいる場合

## 5. 1 次申請（申請システム入力）…在学生 2月16日～3月15日、 新入生 4月5日～4月15日

- (1) 13 ページを参照して、「学生ポータルシステム」(<https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/top.do>) にログインし、画面右下に掲載の「入学料・授業料免除申請システム」（以下、「**申請システム**」という。）にログインしてください。入力期間内に申請システムに必要な事項を入力して、「願書」を出力してください。1 次申請（申請システム入力）の完了後、2 次申請（書類提出）を提出期間内にしなければ、申請は辞退として取り扱います。
- (2) 授業料免除については、前期分と後期分を合わせて申請することができます（「**通年申請**」という）。
- (3) 後期に出願しないことが明白な場合や、9 月卒業・修了予定の場合や 10 月から進学する場合（例：9 月に修士を修了し、10 月から博士に進学）は「**前期のみ申請**」を選択してください。

**6. 2次申請（書類提出）**…在学生 2月16日～3月16日（2/25、2/26 及び土日祝を除く）

新入生 4月5日～4月16日

- (1)提出期間について、在学生は19ページを参照してください。新入生は入学手続書類を参照してください。
- (2)提出期間には、書類不備を解消させる期間を含みますので、締切日の3日前までに書類を提出するようにしてください。
- (3)「願書」に証明書等の必要書類を添付して、学生本人が担当係に提出してください。郵送による提出も可能です。
- (4)期限までの提出が困難な証明書等がある場合は、期限前に担当係に連絡してください。
- (5)書類提出時に受付票の控えを渡しますので、選考結果が通知されるまで保管してください。
- (6)提出後に不備が見つかった場合は、担当係から電話又はメールにより学生本人に連絡します。  
また、不備書類を提出後、確認の上、さらに書類の提出を依頼する場合があります。
- (7)書類不備があり、指定された期日までに不備書類の提出がない場合、又は担当係に連絡がない場合は、申請辞退として取り扱います。
- (8) **入学金免除・徴収猶予の事前申請を行い、入学後に2次申請をしなかった場合は、2次申請の提出期限までに入学金を納付する必要があります。**2次申請の提出期限を過ぎて入学金を納付する場合は延滞金が付加されます。

**7. 選考結果の通知**…7月下旬

- (1)学生ポータルシステムの「あなた宛のおしらせ」により、学生本人に結果を通知します（郵送では行いません）。
- (2)授業料免除の選考は学期ごとに行いますので、通年申請している場合も前期分の選考結果がそのまま後期分に適用されるとは限りません。

**8. 入学金、前期授業料の納付**

- (1)全額免除以外の選考結果となった場合は、通知に示された金額を期日までに納付してください。
- (2)入学金は、結果通知で示す本学の入学金口座へ振込んでください。
- (3)入学金徴収猶予が許可された場合は9月末日までに納付し、入学金半額免除のみの許可及び入学金徴収猶予が不許可の場合は、結果通知日を含めて20日以内に納付してください。納付期限を過ぎた場合、年3%の延滞料が付加されます。
- (4)前期授業料は、結果通知後、7月27日頃に口座振替（口座からの引落し）を行います。口座からの引落しができなかった場合は、本学の授業料口座に振り込む必要があります。

**9. 後期及び次年度前期の授業料免除の申請について**

- (1)通年申請した場合は、後期に申請する必要はありません。ただし、前期と後期で申請内容に変更がある場合は、後期の申請期間（8月～9月上旬）に変更申請が必要です。
- (2)前期の授業料免除を申請しなかった場合であっても、8月～9月上旬に後期の授業料免除を申請することが可能です。
- (3)後期の授業料免除の選考結果は、12月下旬に学生ポータルシステムにより学生本人に通知します。
- (4)次年度前期の在学生の授業料免除の申請期間は2月～3月上旬を予定し、学生ポータルシステム等により案内します。1次申請（申請システム入力）及び2次申請（書類提出）は、今回と同様の手続きが必要です。
- (5)令和3年10月又は令和4年4月に大学院（博士後期課程を含む）に進学する方が入学金・授業料免除を申請する場合は、入学手続の案内に同封されている書類を確認して、入学手続時に事前申請を行った上で、入学後に1次・2次申請を行ってください。

**【注意】通年申請をした後期分の申請内容に変更が生じる場合について**

- (1)前期申請時（4月1日現在）と後期申請時（10月1日現在）で申請内容（家族状況・就学状況・家計状況等）に変更が生じる場合とは、次のとおりです。
  - ・本人の通学区分、家族数、本人以外の就学者に変更が生じた場合
  - ・家族の収入状況、本人（独立生計者、私費留学生、104万円以上収入のある者）の収入状況に大幅な変更が生じた場合
  - ・家族の状況に大幅な変更が生じた場合（障がい者、要介護、長期療養等）
  - ・住居を変更した場合
- (2)変更申請の方法
  - ① 後期の1次申請（申請システム入力）期間に申請システムにログインし、変更理由欄及び変更箇所を入力し、願書をプリントアウトしてください。
  - ② 後期の2次申請（書類提出）期間に「願書」及び「修正した内容に関連する証明書類」を提出してください。「修正した内容に関連する証明書類」が特に無い場合（例：自宅通学から自宅外通学に変更）でも修正内容を確認する必要があるため、「願書」をプリントアウトして必ず2次申請を行ってください。

## II. 免除制度及び申請資格

### 1. 入学金免除・徴収猶予の制度及び申請資格について

#### (1)入学金免除

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づき審査を行い、すべての申請者の中から免除される者を選考の上、入学金の全額又は半額を免除するものです。（経済的理由のみの場合は全額免除に適用されません）

【大学院入学者】次の①又は②に該当する者

- ①経済的理由により入学金の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ②入学前1年以内<sup>注1)</sup>において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学金の納付が著しく困難であると認められる者

【学部入学者（編入学を含む）】

入学前1年以内<sup>注1)</sup>において、学資負担者が死亡又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学金の納付が著しく困難であると認められる者

#### (2)入学金の徴収猶予

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づいて選考の上、本学が定めた期日（4月入学者は9月末日）までの間、入学金の納付を猶予（納付期限を延期）するものです。この制度は入学金を減免するものではありません。

【申請資格】次の①又は②に該当する者

- ①経済的理由により、納付期限までに入学金の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ②入学前1年以内<sup>注1)</sup>において、学資負担者が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学金の納付が著しく困難であると認められる者

注1)「入学前1年以内」とは、令和2(2020)年4月1日～令和3(2021)年3月31日です。

### 2. 授業料免除制度及び申請資格について

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づき審査を行い、すべての申請者の中から免除される者を選考の上、学期（前期又は後期）ごとに納期分の授業料を免除するものです。免除額は納期分の授業料の全額、半額、4分の1の額となります。

【申請資格】次の①又は②に該当する者

- ①経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ②授業料の納付開始前6月（新入生は入学前1年）以内<sup>注2)</sup>において学生の学資負担者が死亡又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

注2)「納付開始前6月以内」とは、令和2(2020)年10月1日～令和3(2021)年3月31日です。

#### 《大規模災害の被災学生への支援》

【対象となる災害】東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨

【対象者】次のいずれかにより経済的困難を抱える学生

- ・大規模災害により、主たる家計支持者が所有する自宅家屋が損壊した場合
- ・大規模災害により、主たる家計支持者が死亡又は行方不明となった場合
- ・大規模災害により、主たる家計支持者の失業等により著しく収入が減少した場合

申請にあたり事前に担当係あてお問い合わせください。

#### 《入学金免除・徴収猶予、授業料免除の対象外となるケース》

- ・入学金（授業料）を納付している場合
- ・会社や官公庁・学校等に在職中の社会人学生で、勤務先等から入学金（授業料）として補助金等が支給されている場合
- ・奨学団体から入学金（授業料）として奨学金等が支給されている場合や、政府派遣留学生で入学金（授業料）が支援されている場合、入学金（授業料）免除との併用が認められない奨学金を受給している場合

#### 《最短修業年限を超えている者について》

「休学、病気、留学、大学院の論文作成等の特別な事由」がなく留年・標準修業年限を超えている者は、申請資格がありません。特別な理由がある場合は、「留年・修業年限超過者特別事由書」（様式11-2）を提出し、それに基づいて所属学部・学府の審査を受ける必要があり、申請しても免除の対象とならないことがあります。

年限を超えている者で、申請を希望する場合は、「留年・修業年限超過者特別事由書（様式11-2）」2枚目（裏面）の記載を参照して、「特別な事由」に該当する場合は、1次申請（申請システム入力）の前に担当係へお問い合わせください。

### Ⅲ. 必要書類

#### 1. 日本人学生等

申請者（学生本人）が家計支持者の所得税法上の扶養下にある日本人学生等（留学生及び独立生計者以外の学生）は、家計支持者の扶養下にある家族に関して、下表のうち該当する項目の書類が必要になります。

##### 《注意事項》

- ・「**家計支持者**」とは、**原則として、父母又は父母に代わり家計を支持する者**を指します。両親がいる場合は、父・母それぞれの書類が必要です。なお、無収入である場合でも、書類の提出は必要です。
- ・「**家計支持者の所得税法上の扶養下にある家族**」とは、同居・別居に関係なく、源泉徴収票、確定申告書、市町村県民税申告書などの証明書類により、家計支持者により扶養されていることが確認できる者を指します。  
 祖父母や兄弟等が家計支持者と同居している場合でも、収入があり、家計支持者の扶養下でない場合は、願書への記入及び書類提出は不要です。
- ・申請者（学生本人）が父母等の扶養下になくとも、独立生計者の要件を満たさない場合は、下表のうち父母等が該当する書類が必要です。

#### ○必要書類チェックリスト \*該当する書類を各1部提出してください。

チェック事項	チェック欄	必要書類・注意事項
<b>申請者本人について</b>		
(1)期限内に1次申請（申請システム）を行った	<input type="checkbox"/> はい → 全員提出	<b>【必要書類】 願書 (A4判)</b> *申請システム（WEB）に入力後、プリントアウトしたもの。A3判に拡大しなくて結構です。 *「願書」の確認事項（16ページ）で入力内容を確認してください。 *入学金免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、それぞれの提出が必要です。 *申請システムに入力できない場合は、担当係に申し出てください。
(2)留学生以外の学部生である	<input type="checkbox"/> はい →  <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】 学部生の入学金・授業料免除申請資格確認票</b> 〔入手先〕 本学Webサイト *新制度の申請要件を満たす場合は、必ず新制度の申請書を提出の上、給付奨学金の手続きも行ってください。
(3)留学生や独立生計者（9ページ参照）ではない	<input type="checkbox"/> はい →  <input type="checkbox"/> いいえ →9ページ又は11ページへ	<b>【必要書類】 父母（又は父母に代わり家計を支持する者）の令和2年度所得課税証明書（写でも可）</b> 〔入手先〕 市区町村の役所 *令和2年7月以降に発行され、令和元年の収入金額、課税額、住民税所得割・均等割の額及び扶養親族数が記載されたもの *両親がいる場合は、父母ともに必要。また無収入の場合でも必要。 *勤務先から配布された横長の「市民税・県民税 特別徴収額の決定通知書」は不可
(4)休学期間を含めて最短修業年限を超える	<input type="checkbox"/> はい →  <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】 (様式 11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書</b> 〔入手先〕 本学Webサイト *申請資格の有無について1次申請前に担当係に問い合わせること *「特別な事由」があり、原則超過1年以内の者のみ申請できる
(5)申請者（学生本人）が104万円を超える給与収入がある	<input type="checkbox"/> はい →  <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】 申請者本人について1）・2)の2点とも提出</b> 1) <b>申請者本人の令和2年分源泉徴収票（写）</b> 〔入手先〕 勤務先 *勤務箇所が複数ある場合は、全て提出 2) <b>令和2年度所得課税証明書（写でも可）</b> 〔入手先〕 市町村の役所
(6)申請者（又は配偶者）が令和3年4月時点で日本学術振興会特別研究員である	<input type="checkbox"/> はい →  <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】 該当するものをすべて提出してください。</b> ・採用決定通知書（写）又は採用見込みであることがわかるもの ・研究遂行経費に係る調書、研究遂行経費の変更届（写） ・令和2年分源泉徴収票（写）…既に受給している場合のみ
(7)大学院リーディングプログラム奨励金を令和3年度に受給する	<input type="checkbox"/> はい →  <input type="checkbox"/> いいえ	証明書の提出は不要ですが、申請システムには受給額を入力してください。

家計支持者（父母又は父母に代わり家計を支持する者）について		
(8)家計支持者に <b>給与収入がある</b> （専従者・パート等を含む）  *専従者とは自営業の家族従業員	<input type="checkbox"/> はい →①～④を選択	<input type="checkbox"/> ① 令和2年（2020）1月2日以降に就職・転職等していない 【必要書類】 <b>令和2年分源泉徴収票（写）</b> 〔入手先〕家計支持者の勤務先 *勤務箇所が複数ある場合は、全て提出
	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> ②令和2年（2020）1月2日以降に退職して、転職した 【必要書類】1）～3）の3点とも提出 1） <b>（様式2-1）年収見込申告書</b> （該当者本人が作成） 2） <b>直近3か月分の給与・賞与明細書（写）</b> 3）退職時発行の源泉徴収票（退職年月日が記されたものに限る）、または、雇用保険受給資格者証の第1面、もしくは、離職票や辞令等の <b>退職を示せる書類（写）</b>
		<input type="checkbox"/> ③令和2年（2020）1月2日以降に就職した <input type="checkbox"/> ④令和2年1月1日以前から現在も同じ勤務先であるが、勤務形態の変更（再雇用など）により令和2年よりも収入が大幅に変わる 【必要書類】1）・2）の2点とも提出 1） <b>（様式2-1）年収見込申告書</b> （該当者本人が作成） 2） <b>直近3か月分の給与・賞与明細書（写）</b> ※上記の書類の提出が困難な場合や今後変わる見込みの場合は次のいずれか1点を提出 ・ <b>（様式2-2）年収見込証明書（勤務先に作成を依頼）</b> ・ <b>雇用契約書等の年収見込額を示せるもの（写）</b>
(9)家計支持者が <b>自営業、資産所有等</b> により <b>給与以外の所得</b> がある（営業所得、農業所得、不動産所得、利子・配当所得、雑所得がある）	<input type="checkbox"/> はい →①・②を選択	<input type="checkbox"/> ①令和2年(2020)1月2日以降に新規事業を始めていない 【必要書類】1）・2）のいずれかを提出 1） <b>令和2年分の確定申告書 第一表・第二表（写）</b> *税務署の受付印があるもの又は電子申告の場合は受付番号があるもの *利子・配当所得の内容が第三表に記載されている場合は第三表も提出 2） <b>令和3年度市町村県民税申告書（写）</b> *令和2年分の収入金額・所得金額・必要経費等が分かるもの ※確定申告や市県民税申告が未完了のため2次申請で提出できない場合は、これ以外の書類は期限までに提出して、確定申告書等は確定申告完了後、速やかに提出してください。
	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> ②令和2年(2020)1月2日以降に新規事業を始めた（開業予定を含む） 【必要書類】 <b>所得見込証明書（様式自由）</b> *事業主に開業から1年間分の営業所得の見込を記入したものを作成依頼してください。
(10)家計支持者が現在、無職又は無収入である	<input type="checkbox"/> はい →①・②のいずれかに該当する場合は提出  <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> ①課税証明書には有職時の年収記載があるが、現在は無職である <input type="checkbox"/> ②主たる家計支持者（家計支持者の内、主に生計を維持する者）が無職もしくは無収入である 【必要書類】家計支持者について1）・2）の2点とも提出 1） <b>（様式4）無職の申立書</b> 2）雇用保険受給資格者証の第1面、離職票や辞令等の <b>退職を示せる書類（写）</b>
(11)家計支持者が公的年金（遺族・障害・企業年金等）を受給している（申請年度の4月からの受給予定含む）	<input type="checkbox"/> はい→  <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】1）・2）の2点とも提出 1） <b>（様式3）年金受給状況報告書</b> 2） <b>最新の年金改定通知書、年金振込通知書、年金証書等</b> （年金受給額が記された源泉徴収票は不可） *祖父母が父母に代わって家計を支持している場合に限り、祖父母の公的年金に関する書類の提出してください。

(12)家計支持者が児童扶養手当、又は特別児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 <b>児童扶養手当証書</b> 等の受給額が分かるもの（写） * 児童手当については、提出不要 * 令和3年(2021)4月以降に受給しない場合は提出不要
(13)家計支持者が生活保護を受けている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 <b>生活保護受給証明書</b> など生活保護受給の事実と直近1年分の扶助額が分かるもの（写）
(14)家計支持者が親戚や離婚した父母等から援助（養育費含む）を受けている	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 <b>（様式8）親戚等の援助申立書</b>
(15)家計支持者が傷病手当金・育児休業手当を受給している	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 <b>支給決定通知書（写）</b> など支給額が分かるもの（写） 〔入手先〕 勤務先
<b>家計支持者 又は 家計支持者が扶養する家族について（同居・別居に関わらず、家計支持者が扶養する家族）</b>		
(16)扶養家族（申請者のきょうだい）に申請者本人以外に高校、高専、短大、大学、大学院の就学者がいる	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 1）・2）の2点とも提出 <b>1）（様式5-1）兄弟姉妹等在学状況報告書</b> <b>2）学生証（写）</b> *有効期限内であること *申請時に進学先が未定の場合は、願書等の書類を2次申請の期限内に提出し、学生証が発行され次第、提出してください。
(17)扶養家族（申請者のきょうだい）に専修学校（専門課程又は高等課程）の就学者がいる	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 <b>（様式5-2）兄弟姉妹等在学状況証明書（専修学生用）</b> *在学する学校に証明を受けること *予備校、各種学校、専修学校の一般課程は本制度における就学者には該当しません。
(18)扶養家族（申請者のきょうだい）に乳幼児、小・中学生、予備校生、各種学校や専修学校の一般課程の通学者、未就職の家族がいる	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	証明書の提出は不要ですが、申請システムの「就学者以外の家族」欄に家族に関する情報を入力してください。 なお、小・中学生については、申請システムの「本人以外の就学者」欄に入力してください。
(19)家計支持者の源泉徴収票、確定申告書、市町村県民税申告書などに扶養家族の記載がない者がいる（新たに扶養に加わる者がいる）	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 <b>扶養控除等異動申告書（写）</b> など、所得税法上の扶養関係を確認できるもの。なお、健康保険上の扶養関係が確認できるものは不可。
(20)家計支持者又は扶養家族に障害をもつ方がいる	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 <b>1）～3）のいずれかを提出</b> 1) 身体障害者手帳（写） 2) 療育手帳（写） 3) 精神障害者保健福祉手帳（写）*申請中の場合は医師の診断書（写）
(21)家計支持者又は扶養家族に要介護1以上の方がいる	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 <b>介護保険被保険者証（写）</b>
(22)家計支持者又は扶養家族に療養期間が6か月以上の長期療養の方がいて、療養者1人につき1年間の療養費（医療保険等による補填額を除く）が10万円以上である	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 <b>（様式6）長期療養者に係る療養費証明書</b> *要件の詳細は様式6の2枚目（裏面）を参照 *診療機関が証明したもの *医療保険等の保険金を受給している場合は受給額を示すものも提出 <b>※診療機関による証明を受けることが困難な場合は1）～3）の3点をすべて提出</b> 1)（様式6）長期療養者に係る療養費証明書 2) 医師の診断書（原本・1年以内に発行され、療養期間が6か月以上） 3) 療養費の支払いが分かる領収書等（写）
(23) 家計支持者又は扶養家族に原爆被爆者で各種手当受給者がいる	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 <b>各種手当証書（写）</b>

申請者又は家計支持者が災害等を受けた場合		
(24)熊本地震、東日本大震災、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨で被災した世帯である	<input type="checkbox"/> はい→  <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】罹（被）災証明書（写）等</b> 〔入手先〕市区町村の役所 ＊家計支持者の所有する自宅家屋が被災した場合は、全壊・半壊等の被災状況を示してください。 ＊以前の授業料免除申請の際に被（罹）災証明書等を提出した場合は、再度の提出は不要。 ＊被災額を申告する場合は以下の書類を提出すること ・被災額証明書等、被災金額が分かるもの ・所得税の雑損控除を受ける場合は、その額が分かるもの ・損害保険金等の支払い金額の分かるもの ・申請システムには被災による支出増及び収入減となる <b>年額</b> を入力してください。
(25)納付開始前6か月（新入生は1年）以内に地震・火災・風水害等にあった世帯である	<input type="checkbox"/> はい→  <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】罹（被）災証明書（写）等</b> 〔入手先〕市区町村の役所 罹（被）災証明書が発行されない災害や火災等の場合は、以下の <b>被災額証明書等の被災金額が分かるもの</b> を提出してください。 ・被災額証明書等、被災金額が分かるもの ・所得税の雑損控除を受ける場合は、その額が分かるもの ・損害保険金等の支払い金額の分かるもの ・申請システムには被災による支出増及び収入減となる <b>年額</b> を入力してください。

## ○必要書類の一例

## (1) 日本人学生で、父は企業に勤務し、母は国民年金を受給し、高校生の弟が1名いる場合

- ①【本人】願書
- ②【父母とも】所得課税証明書（写でも可）
- ③【父】源泉徴収票（写）
- ④【母】（様式3）年金受給状況報告書 + 最新の年金改定通知書など（写）
- ⑤【弟】（様式5-1）兄弟等の在学状況報告書 + 学生証（写）

## (2) 日本人学生で、父は自営業、母は昨年12月に退職して今年1月から勤務先が変わり、兄弟はいない場合

- ①【本人】願書
- ②【父母とも】所得課税証明書（写でも可）
- ③【父】確定申告書 第一表～第二表（写）
- ④【母】1月以降の勤務先に関して、（様式2-1）年収見込申告書 + 直近3か月分の給与・賞与明細書（写）
- ⑤【母】12月以前の勤務先の源泉徴収票等、退職日が示せるもの（写）

## 2. 独立生計者

以下の要件を全て満たす**大学院生**は、独立生計者として申請することが可能です。

- ①所得税法上、父母等の扶養家族でないこと
- ②本人（及び配偶者）の父母等と別居し、住居費を負担していること
- ③本人（及び配偶者）に父母等からの送金がなく、本人（又は配偶者）に学費を含めて生計を支えるのに必要な収入及び所得があること（原則として104万円以上の収入があり、所得申告がなされていること）

ただし、学部生で次のいずれかに該当する場合は、独立生計者として申請することが可能です。

- ①父及び母と死別又は生別し、かつ、親戚等の援助を受けられない場合
- ②本人が扶養者である場合
- ③本人の配偶者が主たる家計支持者として生計を維持している場合
- ④本人に、入学前に独立して生計を維持できる収入（アルバイト及び奨学金を除く。）があった場合
- ⑤その他、上記①から④に準ずる場合

※勤務先や奨学団体等から入学金（授業料）として補助金等を受給している学生や、入学金（授業料）免除との併用が認められていない奨学金を受給している学生は申請できません。

チェック事項	チェック欄	必要書類・注意事項
<b>申請者本人について</b>		
(1)期限内に1次申請（申請システム）を行った	<input type="checkbox"/> はい → 全員提出	<b>【必要書類】 願書 (A4判)</b> *申請システム (WEB) に入力後、プリントアウトしたもの。A3判に拡大しなくて結構です。 *「願書」の確認事項 (16 ページ) で確認してください。 *入学金免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、それぞれの提出が必要です。 *申請システムに入力できない場合は、担当係に申し出てください。
(2)独立生計者として申請する学生である	<input type="checkbox"/> はい→	<b>【必要書類】</b> 1)～3) の3点とも提出 1) (様式1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書 2) アパート・市営住宅等の賃貸契約書 (写) 3) 本人 (及び配偶者) の令和2年度所得課税証明書 (写でも可) [入手先] 住所のある市区町村の役所 *令和2年7月以降に発行され、令和元年の収入金額、課税額及び扶養親族数が記載されたもの
(3)休学期間を含めて最短修業年限を超えている	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】 (様式11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書</b> *申請資格の有無について1次申請前に担当係に問い合わせること *「特別な事由」があり、原則超過1年以内の者のみ申請できる。
(4)留学生以外の学部生である	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】 学部生の入学金・授業料免除申請資格確認票</b> *新制度の申請要件を満たす場合は、必ず新制度の申請書を提出の上、給付奨学金の手続きも行ってください。
(5) 申請者 (又は配偶者) に企業へ勤務、アルバイト・パートにより給与収入がある (TA・RAは除く)	<input type="checkbox"/> はい →①～④を 選択	<input type="checkbox"/> ① 令和2年 (2020) 1月2日以降に就職・転職等していない <b>【必要書類】</b> 申請者 (及び配偶者) の令和2年分源泉徴収票 (写) [入手先] 勤務先 (令和3年1月頃に配付されていることが多い) *勤務箇所が複数ある場合は、全て提出
	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> ②令和2年 (2020) 1月2日以降に退職し、転職した <b>【必要書類】</b> 申請者 (及び配偶者) について、1)～3) の3点とも提出 1) (様式2-1)年収見込申告書 (該当者本人が作成) 2) 直近3か月分の給与・賞与明細書 (写) 3) 退職時発行の源泉徴収票 (退職年月日が記されたものに限る)、または、雇用保険受給資格者証の第1面、もしくは、離職票や辞令等の退職を示せる書類 (写) (アルバイトは提出不要)

		<input type="checkbox"/> ③令和2年（2020）1月2日以降に就職した <input type="checkbox"/> ④令和2年1月1日以前から現在も同じ勤務先であるが、勤務形態が異なるため、令和2年よりも収入が大幅に変わる <b>【必要書類】</b> 申請者（及び配偶者）について1）・2）の2点とも提出 1）（様式2-1）年収見込申告書（該当者本人が作成） 2）直近3か月分の給与・賞与明細書（写） ※上記の書類の提出が困難な場合や今後変わる見込みの場合は次のいずれか1点を提出 ・（様式2-2）年収見込証明書（勤務先に作成を依頼） ・雇用契約書等の年収見込額を示せるもの（写）
(6) 申請者（又は配偶者）は4月からTA・RAの収入がある	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】</b> 1）・2）の2点を提出 1）（様式2-1）年収見込申告書（該当者本人が作成） 2）TA・RAの勤務日数・時間数・時給が分かるもの（担当教員からの依頼メールなど） ※上記の書類が困難な場合や前年度と勤務時間数などが大幅に変わらない場合は、次の書類を提出 ・令和2年分源泉徴収票（写）
(7) 申請者（又は配偶者）が自営業や資産所有等により給与以外の所得がある	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	営業所得、農業所得、不動産所得、利子・配当所得、雑所得がある場合は、6ページの(9)を確認し、該当する場合は、示された必要書類を提出してください。
(8) 所得課税証明書には有職時の年収記載があるが、現在は無職である	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】</b> 雇用保険受給資格者証の第1面、離職票や辞令等の退職を示せる書類（写）
(9) 申請者が令和3年度に給付型の奨学金を受給する	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	受給決定、または前年度から継続受給する給付型の奨学金について、今年度の受給額を申請システムに入力してください。（貸与型の奨学金は入力不要）
(10) 申請者（又は配偶者）が令和3年4月時点で日本学術振興会特別研究員である	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】</b> 該当するものをすべて提出してください。 ・採用決定通知書（写）又は採用見込みであることがわかるもの ・研究遂行経費に係る調書、研究遂行経費の変更届（写） ・令和2年分源泉徴収票（写）…既に受給している場合のみ
(11) 大学院リーディングプログラム奨励金を令和3年度に受給する	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	証明書の提出は不要ですが、申請システムには今年度の受給額を入力してください。
(12) 所得課税証明書や源泉徴収票等で104万円以上の給与収入が確認できず、また、日本学術振興会特別研究員やリーディングプログラム奨励金の受給者でもないが、父母の扶養下になく、学費を含めて生計を支えるのに必要な収入手段がある	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】</b> 父母等の扶養下でないことを確認するため、1）～3）のいずれかを提出してください。 1）令和3年1月1日以前から父母等の扶養下でない… <b>父母の源泉徴収票又は確定申告書（写）</b> 2）令和3年1月2日以降に父母等の扶養から外れた… <b>扶養控除等異動申告書（写）</b> 3）父母がともに無職で扶養できない状況又は死別・生別の場合… <b>本人が筆頭健康保険被保険者証（写）</b> （国民健康保険の場合は本人が世帯主）
(13) 在職中の社会人学生である	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】</b> 勤務先が入学料（授業料）として補助金等を支給していないことの証明（勤務先が発行したもの）
(14) 子どもなどの扶養家族がいる	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	7ページの(12)、(15)、(16)～(23)を確認し、該当する場合は、示された必要書類を提出してください。
(15) 申請者本人が災害にあった	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	8ページの(24)・(25)を確認し、該当する場合は、示された必要書類を提出してください。申請者の実家が被災した場合は対象外です。

○必要書類の一例

申請者は日本人学生の大学院生で、親元とは別居しており、日本学術振興会の特別研究員に採用されたため、独立生計者として申請する。4月からTAとしても採用予定となっているが、TAの採用通知書等の提出が2次申請の期限に間に合わない。

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| ①願書                      | ⑤日本学術振興会特別研究員 採用決定通知書（写）                |
| ②（様式1）独立生計者・私費留学生家計状況申立書 | ⑥研究遂行経費に係る調書、研究遂行経費の変更届（写）              |
| ③賃貸契約書（写）                | ⑦（様式2-1）年収見込申告書（申請者本人が作成）               |
| ④令和2年度所得課税証明書（写でも可）      | ⑧TAの依頼メールによりTAの勤務時間数・時給が示され、収入額が確認できるもの |

### 3. 留学生

留学生は、申請者（学生本人）及び配偶者に関する書類が必要になります。

**申請システムには本国にいる家族の情報は入力不要です。**

チェック事項	チェック欄	必要書類・注意事項
<b>申請者本人について</b>		
(1)申請者の父母等の生活拠点が日本にあり、父母等に年額104万円以上の収入がある。	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	日本人学生と同様の書類の提出が必要です。 5～8ページの日本人学生対象のチェックリストを確認して、該当する場合は、示された必要書類を提出してください。
(2)期限内に1次申請（申請システム）を行った	<input type="checkbox"/> はい → 全員提出	<b>【必要書類】 願書（A4判）</b> *申請システム（WEB）に入力後、プリントアウトしたもの。A3判に拡大しなくて結構です。 *「願書」の確認事項（16ページ）で確認してください。 *入学料免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、それぞれの提出が必要です。 *本国にいる家族の情報が記載されていないことを確認してください。 *申請システムに入力できない場合は、担当係に申し出てください。
(3)留学生である	<input type="checkbox"/> はい→	<b>【必要書類】</b> ・(様式1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書
(4)休学期間を含めて、最短修業年限を超えている	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】(様式11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書</b> *申請資格の有無について1次申請前に担当係に問い合わせること *「特別な事由」があり、原則超過1年以内の者のみ申請できる。
(5)2021年4月1日時点で民間のアパートや市営住宅等に住んでいる	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】 賃貸契約書（写）</b> *契約者名・契約期間・家賃・入居者が分かるもの *日本に入国できないためアパートの契約ができていない場合は、担当係に申し出てください。 *4月2日以降に引っ越し予定であるが、アパートの契約ができていない場合は、現在の住居（引っ越し前の住居）の賃貸契約書を提出してください。
(6)2021年4月1日時点で九州大学の学生寮、国際交流会館に住んでいる	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	入寮許可書等の書類は提出不要ですが、住所欄に住んでいる寮の名称を申請システムに入力してください。
(7)ルームシェアしている	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【必要書類】(様式7) ルームシェアの申立書</b> *同居人の署名が必要 *賃貸契約書により、同居人の氏名が確認できること
(8)昨年、日本において申請者（又は配偶者）にアルバイト等の給与収入があり、今年も同様の収入がある見込である（TA・RAを含む） （※昨年、日本において収入がなかった場合も「いいえ」を選択してください。）	<input type="checkbox"/> はい→ ①・②を選択	<input type="checkbox"/> ①申請者（又は配偶者）の給与収入額が104万円を超えない <b>【必要書類】</b> 3か月分の給与明細書(写)
		<input type="checkbox"/> ②申請者（又は配偶者）の給与収入額が104万円以上 <b>【必要書類】 次の2点を提出（配偶者分も必要）</b> 1) 令和2年度所得課税証明書（写でも可） 2) 令和2年分源泉徴収票（写） *独立生計者として申請すること。9～10ページを参照。
	<input type="checkbox"/> いいえ→ ①・②を選択	<input type="checkbox"/> ①申請者（又は配偶者）の今年の給与収入額が104万円を超えない <b>【必要書類】</b> 3か月分の給与明細書(写) *4月以降から勤務予定の場合は提出不要
		<input type="checkbox"/> ①申請者（又は配偶者）の今年の給与収入額が104万円以上 <b>【必要書類】 次の3点を提出（配偶者分も必要）</b> 1) 令和2年度所得課税証明書（写でも可）

		2) (様式 2-1) 年収見込申告書 3) 雇用契約書など給与額を証明できる書類 (写) *独立生計者として申請すること。9~10 ページを参照。
(9)申請者が令和 3 年度に給付型の奨学金を受給する	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	受給決定、または前年度から継続受給する奨学金について、今年度の受給金額を申請システムに入力してください。(貸与型奨学金は入力不要)
(10)申請者 (又は配偶者) が令和 3 年 4 月時点で日本学術振興会特別研究員である	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】該当するものをすべて提出してください。 ・採用決定通知書 (写) 又は採用見込みであることがわかるもの ・研究遂行経費に係る調書、研究遂行経費の変更届 (写) ・令和 2 年分源泉徴収票 (写) …既に受給している場合のみ
(11)大学院リーディングプログラム奨励金を令和 3 年度に受給する者	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	証明書の提出は不要ですが、申請システムには今年度の受給額を入力してください。
(12) 子どもなどの扶養家族がいる	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	7 ページの(12)、(15)、(16)~(23)を確認し、該当する場合は、示された必要書類を提出してください。

## ○必要書類の一例

- (1) 申請者は私費留学生で、父母等は日本に住んでいない。アルバイトによる収入 (年収 104 万円以下) があり、友人とルームシェアしている。
- ①願書  
② (様式 1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書  
③民間アパート・市営住宅等の賃貸契約書 (写)
- ④ (様式 7) ルームシェアの申立書  
⑤直近 3 か月分の給与明細書 (写)
- (2) 申請者は私費留学生で、本学の学生の配偶者がいて同居している。アルバイトによる収入が申請者 80 万円、配偶者が 40 万円である。(給与収入が申請者と配偶者の両方とも年 104 万円を超えない場合)
- ①願書  
② (様式 1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書  
③民間アパート・市営住宅等の賃貸契約書 (写)
- ④【本人と配偶者】令和 2 年分源泉徴収票 (写) 又は (様式 2) 年収見込申告 (証明) 書 (直近 3 か月分の給与明細書を添付)
- (3) 申請者は私費留学生で、働いている配偶者がいて、同居している。アルバイトによる収入が申請者は 40 万円、配偶者は 130 万円である。(→給与収入が申請者と配偶者のいずれかが 104 万円以上がある場合は日本人の独立生計者と同様の書類を提出)
- ①願書  
② (様式 1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書  
③民間アパート・市営住宅等の賃貸契約書 (写)
- ④【本人と配偶者】令和 2 年度所得課税証明書 (写でも可)  
⑤【本人と配偶者】令和 2 年分源泉徴収票 (写) 又は (様式 2) 年収見込申告 (証明) 書 (直近 3 か月分の給与明細書を添付)
- (4) 申請者は私費留学生で、他大学の大学院生の配偶者がいて同居している。本人はアルバイト収入 30 万円、配偶者は給付型の奨学金が年額 120 万円ある場合 (→奨学金は給与収入として見ないため、通常の留学生と同じ書類を提出)
- ①願書  
② (様式 1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書  
③民間アパート・市営住宅等の賃貸契約書 (写)
- ④【本人】令和 2 年分源泉徴収票 (写) 又は直近 3 か月分の給与明細書 (写)  
⑤【配偶者】(様式 5-1) 兄弟姉妹等在学状況報告書 + 学生証 (写)
- (5) 申請者は私費留学生であるが、父母の生活拠点が日本にあり、父は会社に勤務し、年額 104 万円以上の給与収入がある。母はパートで年額 80 万円の給与収入がある。また日本に高校生の弟がいる。(→日本人学生と同様の書類を提出してください。)
- ①【本人】願書  
②【父母とも】所得課税証明書  
③【父母とも】源泉徴収票 (写)  
④【弟】(様式 5-1) 兄弟等の在学状況報告書 + 学生証 (写)

## IV. 申請システムの入力方法

### 1. 学生ポータルシステム <https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/top.do>

学生ポータルシステムは、授業料免除に関する情報の通知や申請システムにログインする際に使用します。

特に申請及び結果通知の時期には必ず確認するようにしてください。

①SSO-KID とパスワードを入力

SSO-KID の利用について不明な点は九州大学 SSO ポータル <https://web.sso.kyushu-u.ac.jp/> で確認してください。



「メッセージ転送設定」  
学生ポータルへ通知された情報を日常的に使用するメールに転送することができます。

②「入学料・授業料免除システム」をクリック



「大学からののお知らせ」  
申請期間等の全般的なお知らせを送信

「あなた宛のお知らせ」  
免除の選考結果を送信

### 2. 入学料・授業料免除システム (申請システム)



③SSO-KID とパスワードを入力

既に SSO-KID によるログインをしている場合は、「シングルサインオンシステム」の画面は表示されません。

九州大学 入学料免除・徴収猶予申請システム  
授業料免除申請システム  
Kyushu University  
Enrollment Fee Exemption and Deferment Application System  
Tuition Fee Exemption Application System.

※本システムはブラウザのポップアップブロックが設定されている場合、ログインできません。ブラウザのポップアップブロックの設定を解除してご利用ください。ポップアップブロックの設定解除については、使用しているブラウザのヘルプ 頁を参照ください。  
※You can not log in to this system if your browser blocks pop-ups. Please be disable the pop-up block setting of the browser and use. For details on unsetting the pop-up block, please refer to the help of the browser you are using.

Language:  日本語  English

※IDに自分のSSO-KIDが表示されていることを必ずご確認ください。  
Confirm that your SSO - KID is displayed in the ID and proceed to login.

ID: 1234567890  
Password: ●●●●●●●●  
Log in

**★ログインボタンを押しても次に進めない場合は？**  
使用しているブラウザのポップアップブロックを解除してから再度ログインしてください。  
ポップアップブロック解除の方法については、各ブラウザで異なりますので、恐れ入りますが、各自でお調べ願います。  
設定を変更したにもかかわらず、ログインできない場合は、学生納付金免除係に連絡してください。

④表示する言語を選択

SSO-KID とパスワードがあらかじめ表示されています

⑤「Login」ボタンを押す

▼ 入力上の注意

- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況で記入してください。
- ・後期分も前期分と家計状況等が同じ（予定）の場合は、前期申請時に前期分と後期分を併せて申請できますので、連年で申請する方は、「申請期間」欄にて、「前後期申請」を選択してください。
- なお、10月1日現在で申請内容に変更が生じる場合（詳しくは「申請のしおり」参照）は、後期分申請時に変更申請が必要となります。（変更内容によっては、それに関する書類が必要となります。）

入力画面を30分以上放置するとタイムアウトになります。

▼ 各種様式のダウンロード  
申請のしおり・操作マニュアル・2次申請が必要となる各種様式は [こちら](#) からダウンロードできます。

以下のボタンをクリックし、入力を行ってください。

申請（願書登録）

⑥「申請（願書登録）」ボタンを押す

以下の確認事項をよく読み、その内容を理解し、同意できた場合は、下記の□にチェックをしてください。

誓約書 Pledge

九州大学 総長 殿  
To: President, Kyushu University

私は、平成30(2018)年度の入学料免除・徴収猶予ならびに授業料免除の申請を行うに当たり、下記事項を遵守し、反する場合は申請を取り下げ、直ちに入学料・授業料を納付することを誓約します。

I swear to observe the following matters when applying for enrollment fee exemption/deferment and tuition fee exemption for 2018. In case of disagreement, I will withdraw the application and pledge to pay the enrollment fee and tuition fee immediately.

6. 私は、申請の当事者としてこの誓約書にサインし、申請内容、選考結果の確認、入学料および授業料の納付について責任を持ちます。  
VI. I shall have enough awareness and responsibility for the application contents, screening result confirmation and the payment of enrollment/tuition fees.

「誓約書」の画面は、初回入力時のみ表示されます。

⑦誓約事項をよく読み、チェックボックスにチェック☑を付ける。

⑧「次へ」を押す

上記のとおり理解し、同意いたします。

次へ/Next

⑨画面に従い、申請者、家族及び収入等に関する情報を入力し、内容を確認して間違いがない場合は、最終ページにある「更新」ボタンをクリックしてください。

前回申請した方は（前期・後期問わず）、申請時に入力したデータを引用した申請ができます。引用したデータを確認の上、今回の申請内容に合わせて修正入力をしてください。

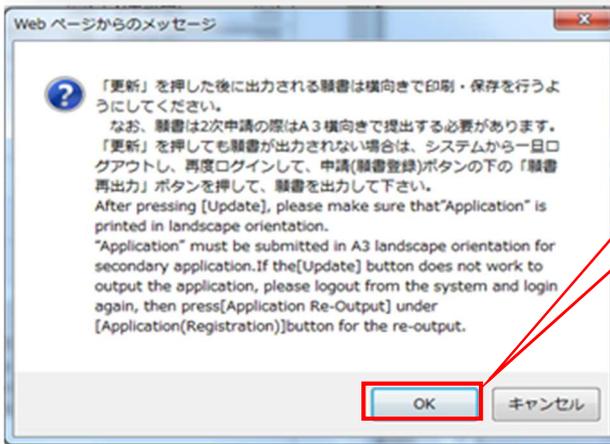
収入状況（給与収入） / Income Situation

続柄 Relationship	給与・賃金 Salaries and wages (千円)	専従 Full-time salary (千円)
本人/You		
父/Father		
母/Mother		

収入・所得欄については、項目ごとにある入力例を参照して、源泉徴収票や確定申告書等に記載されている金額を入力してください。  
例えば、給与所得者である場合、源泉徴収票の「支払金額」を入力してください。  
千円以下は四捨五入せず、切り捨て（支払金額が3,456,780円とある場合、3456と入力）。

「本人」の収入欄は、独立生計者、留学生又は本人のアルバイト等の収入が104万円以上の場合に入力してください。

私費留学生は本国の家族に関する情報は入力不要です。



⑩「OK」を押す

⑪「願書」がPDFで表示されるので、保存して、印刷。  
「願書」は授業料のみの場合は1枚、入学料と併願の場合は2枚出力されます。

★願書が出力されない場合は？

- 1)PDFがWEB画面の背面に隠れていることがあります。
- 2)一旦、システムからログアウトした後、再度ログインし、「願書再出力」ボタンをクリック。  
願書の再出力は2次申請の締切日まで可能です。

★願書情報の修正方法

「申請(願書登録)」ボタンを押すと、前回入力した内容が表示されますので、修正を行い、再度願書出力。1次申請の期間中は修正可能です。



提出日 / Submission Date	2018/12/19
学生番号 / ID number	<input type="text"/>
入学時期 / Enrollment year and month	年度 <input type="text"/> <input type="radio"/> 4月 April <input type="radio"/> 入学 Enrollment <input type="radio"/> 10月 October <input type="radio"/> 編入学 Transfer
氏名 / Name	<input type="text"/>
年齢 / Age	<input type="text"/>
学部・学院 / School・Faculty	<input type="text"/>
学科・専攻 / Department・Specialization	<input type="text"/>
学年 / Grade	<input type="text"/>



1次申請の期間終了後は「受付済」と表示が出て、クリックできません。修正がある場合は担当係に申し出てください。

## V. 必要書類の様式、よくある質問

### 1. 願書

◆願書の確認事項(特に記入ミスが多い事項)

- ①「就学者を除く家族」は家計支持者(父母等)の扶養家族(源泉徴収票や確定申告書に記載のある家族)が記載されるかどうか。  
祖父母や就職しているきょうだいが父母と同居していても、父母の扶養下でない場合は記載しないでください。  
留学生は本国の父母等は記載しないでください。
  - ②「本人」の収入欄は、独立生計者、留学生、又は本人のアルバイト等の収入が104万円以上の場合に記載してください。
  - ③父母等の収入欄は、源泉徴収票や確定申告書に記載ある収入額が記載されていて、千円以下が四捨五入ではなく、切り捨てているか。
  - ④「本人を除く就学者」欄は、小・中学校、高校、大学、大学院、高専、短大、専修学校(専門課程、高等課程)のきょうだいが記載されているか。
- \* 1次申請の期間中は各自で修正できます。

### 2. 源泉徴収票（給与収入がある場合）

\* 入手先は勤務先

- ①「支払金額」の額を願書の「給与収入」に記入してください。
- ②「概要」欄、または「控除対象扶養親族」と「16歳未満の扶養親族」に記載がある家族のうち、免除申請年度も扶養下にある家族を願書に記入してください。
- ③「中途就・退職」欄に 就職日の記載 がある場合は、(様式2-1)年収入見込申告書又は(様式2-2)「年収入見込証明書」も提出してください。  
「中途就・退職」欄に 退職日の記載 があり、家計支持者(独立生計者、留学生は除く)が現在、無職の場合は、(様式4)無職の申し書も提出してください。

### 3. 確定申告書 B表 (自営業や所有資産等により給与外所得がある場合)

- ①第1表の「所得金額」欄の「営業等」「農業」「不動産」「利子」「配当」「雑」の金額を願書の「給与収入以外の所得」に記載  
「収入金額等」欄の「給与」の金額を願書の「給与収入」に記載
- ②第2表の「扶養控除」欄の扶養親族及び「住民税」欄の「16歳未満の扶養親族」に記載がある家族のうち、免除申請年度も扶養下にある家族を願書に記載

他の証明書類や本学の様式については、本学Webサイトをご覧ください。

新入生：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt01/> 「各種様式」

在学学生：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/> 「各種様式」

### よくある質問

- Q1 家計支持者(父母等)が休職しています。どのような書類が必要ですか。  
 A1 休職証明書など、休職期間が確認できる書類を提出してください。なお、休職者分についても、所得課税証明書の提出は必要です。傷病手当や育児休業手当を受給している場合は、受給額を証明する書類(写)も提出してください。
- Q2 事前チェックは必ず受けなければならないのですか？  
 A2 必要書類や願書について不明な点がなければ事前チェックを受けなくても構いません。しかし、初めて申請する場合や必要書類が複雑になる方の多くが、書類不備となり、不備の解消に時間を要していますので、事前チェックを推奨します。
- Q3 願書等の必要書類を郵送で提出してもよいですか？  
 A3 2次申請の締切の3日間までに到着するように郵送してください。提出した書類に不備がある場合や不足書類がある場合は、担当係から不備の解消を要請する旨の連絡をいたしますので、その指示に従ってください。  
 申請内容に不備がない(または、解消された)場合は、担当係から受付完了の旨をメールで連絡いたします。

その他のQ & Aを本学Webサイト (<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>) 「申請に関するQ & A」に掲載しています。

## VI. 収入・所得限度額について

入学科・授業料免除の申請にあたり、参考として、選考対象者となりうる目安として収入・所得限度額を掲載しています。**選考対象者となりうる目安の額であり、免除を保証する額ではありません。**免除の申請者は増加しているものの、免除予算に限りがあるため、目安表の収入・所得額以内であっても免除されない場合があります。

○入学科免除について、収入・所得額のみではなく、家計支持者の死亡や風水害等での被災等の「特別な事情」があり、**経済的困窮度が著しく高いと認められる者から免除を行いますので、入学科が免除される者は限られます。**また、大学院入学者が経済的理由のみで申請した場合は、全額免除は適用されません。

○授業料免除について、**収入・所得額のみではなく、家族構成、申請者本人の課程や通学形態なども含めて選考し、経済的困窮度が高いと認められる者から全額免除、半額免除、4分の1額免除を行いますので、希望する選考結果にならない場合があります。**なお、毎学期選考を行うため、家計状況に変動がない場合でも、前回の選考結果と同じになるとは限りません。

収入・所得限度額目安表

課程	家族構成 (注3)	本人の 通学形態	給与収入額 (注1) (千円)	所得額 (注2) (千円)
学部	2人世帯	自宅	5,785	3,430
		自宅外	6,414	3,870
	3人世帯	自宅	5,657	3,340
		自宅外	6,285	3,780
	4人世帯	自宅	6,457	3,900
		自宅外	6,920	4,340
	5人世帯	自宅	6,900	4,320
		自宅外	7,340	4,760
修士・専門職	1人世帯	自宅	3,885	2,100
		自宅外	6,128	3,670
	2人世帯	自宅	6,690	4,110
		自宅外	6,057	3,620
	3人世帯	自宅	6,640	4,060
		自宅外	6,780	4,200
	4人世帯	自宅	7,220	4,640
		自宅外	7,230	4,650
	5人世帯	自宅	7,670	5,090
		自宅外	7,670	5,090
博士	1人世帯	自宅	4,914	2,820
		自宅外	6,900	4,320
	2人世帯	自宅	7,340	4,760
		自宅外	7,530	4,950
	3人世帯	自宅	7,970	5,390
		自宅外	8,210	5,630
	4人世帯	自宅	8,650	6,070
		自宅外	8,780	6,200
	5人世帯	自宅	9,220	6,640
		自宅外	9,220	6,640

注1 給与収入額とは源泉徴収票の支払金額欄、課税証明書では給与収入額欄であり、給与所得控除前の金額を指します。

注2 所得額とは確定申告等でいう売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額(所得金額欄)を指します。

注3 例 1人世帯・・・本人(独立生計者・自宅通学)

2人世帯・・・学部・修士課程 父又は母(主たる家計支持者)・本人

博士課程 配偶者(主たる家計支持者)・本人(独立生計者)

3人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人

4人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)

5人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)・就学者(中学・自宅)

Ⅶ. 所属学部・学府の担当係 (提出・問い合わせ先) 及び在学生の申請期間

令和3年度前期授業料免除 申請日程・受付窓口 (従来制度) [在学生] ※新入生はスケジュールが異なります。				
所属	担当係	提出窓口/郵送先	事前チェック期間	一次申請 二次申請
学部1年生(全学部)、 共創学部・理学部 農学部 21世紀プログラム(2年生以上)、 理学部・教養学部・生物資源環境科学府・シス テム生命科学府※ ※システム生命科学府学生は、医系学部等学務課医学 学生係でも受付のみ可	学務部キャリア・奨学支援課 学生納付金免除係 (092-802-5949/5948/5950) gagmenjiyo@jimu.kyushu-u.ac.jp	(伊都地区) 〒819-0395 福岡市西区元岡 744 (センター1号館2階)		2/16(火)~3/16(火) (10:00~16:00) Q/25, 2/26及び土日祝除く
工学部(建築学科除く)(2年生以上)、 工学府・システム情報科学府・統合新領域学 府※ ※統合新領域科学府学生は、イータ事務室・芸術工学部 学務課学生係でも受付のみ可	工学部等教務課学生支援係 (092-802-2736) kotgakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp	(伊都地区) 〒819-0395 福岡市西区元岡 744 (ウエスト4号館2階)	2/12(金)~2/24(水) (10:00~16:00) (土日祝除く)	2/16(火)~3/16(火) (10:00~16:00) Q/25, 2/26, 3/12及び土日祝除く
文学部・教育学部 法学部 経済学部 工学部 建築学科(2年生以上)、 人文科学府・地球社会統合科学府・人間環境 学府・経済学府・法学府・法務学府※ ※法務学府学生は、法科大学院事務室でも受付のみ可 (窓口受付のみ、捺印合せ。郵送届出は人文社会科学 学務課学務支援係へ)	人文社会科学系学生課 学務支援係 (092-802-6385/6382) jbggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp  法科大学院事務室 (※法務学府学生の窓口受付のみ) (092-712-0385)	(伊都地区) 〒819-0395 福岡市西区元岡 744 イースト1号館1階  (六本松地区) 〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-1	2/16(火) ~ 3/15(月)	2/16(火)~3/16(火) (10:00~16:00) Q/25, 2/26及び土日祝除く
医学部医学科・生命科学科(2年生以上) 医学系学府(保健学専攻除く)	医学部等学務課医学学生係 (092-642-6021) ijigakuka@jimu.kyushu-u.ac.jp	(病院地区) 〒812-8582 福岡市東区馬出3- 1-1	2/15(月)~2/24(水) (10:00~16:00) (土日祝除く)	2/16(火)~3/16(火) (10:00~16:00) Q/25, 2/26及び土日祝除く
医学部保健学科(2年生以上) 医学系学府(保健学専攻)	医学部等学務課保健学学生係 (092-642-6680) ijghoken@jimu.kyushu-u.ac.jp	(病院地区) 〒812-8582 福岡市東区馬出3- 1-1	2/12(金)~2/22(月) (10:00~16:00) (土日祝除く)	2/16(火)~3/16(火) (10:00~16:00) Q/25, 2/26, 3/12及び土日祝除く
薬学部(2年生以上) 薬学府	医学部等学務課薬学学生係 (092-642-6541) ijgyakugaku@jimu.kyushu-u.ac.jp	(筑紫地区) 〒816-8580 福岡市東区馬出3- 1-1	2/12(金)~2/24(水) (10:00~16:00) (土日祝除く)	2/16(火)~3/16(火) (10:00~16:00) Q/25, 2/26及び土日祝除く
歯学部(2年生以上) 歯学府	医学部等学務課歯学学生係 (092-642-6262) ijgsigaku@jimu.kyushu-u.ac.jp	(筑紫地区) 〒816-8580 福岡市東区馬出3- 1-1	2/12(金)~2/24(水) (10:00~16:00) (土日祝除く)	2/16(火)~3/16(火) (10:00~16:00) Q/25, 2/26及び土日祝除く
総合理工学府	筑紫地区教務課学生支援係 (092-583-7513) srggakusien@jimu.kyushu-u.ac.jp	(筑紫地区) 〒816-8580 福岡市東区馬出3- 1-1	2/12(金)~2/24(水) (10:00~16:00) (土日祝除く)	2/16(火)~3/16(火) (10:00~16:00) Q/25, 2/26及び土日祝除く
芸術工学部(2年生以上) 芸術工学府	芸術工学部学務課学生係 (092-553-9489) gkggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp	(大橋地区) 〒813-8540 福岡市南区塩原4-9-1	2/12(金)~2/24(水) (10:00~16:00) (土日祝除く)	2/16(火)~3/16(火) (10:00~16:00) Q/25, 2/26及び土日祝除く

※郵送で提出する場合は、必ず提出窓口へ事前連絡した上で、締切日の3日前必着でお送りください。  
 ※受付窓口によって申請時期・受付方法が変更となる場合があります。申請については各部署の指示に従ってください。  
 ※昼休みや授業時間の休憩時間は窓口が休みになりますので、その時間をできるだけ避けてお越しください。